第1960回 定例研究会報告要旨(6月29日)

## 表明選好法と構造方程式モデルによる社会的ジレンマフレイムワークでの政策分析

滋賀県環境農業直接支払い制度の事例

佐々木 宏樹

滋賀県において環境こだわり農業推進条例 が施行された。協定を結んだ農業者は我が国 ではじめて経済的助成 (環境農業直接支払い, 以下「環境支払い」という)を受けられるよ うになった。どれほどの金額を助成すれば農 業者の参加意欲が促進され、またどれほどの 財政負担であれば,消費者は政策を支援する のかが問題にされるが,経済心理学の立場か らは Frev (1993) が, 金銭的な報酬や課徴金 の支払いが必ずしも協力行動を誘発しない事, 協力を行った者への謝礼が高額の時,必ずし も協力行動が増加しない事を指摘している。 この事は,環境支払いにおいても,社会貢献 による「報酬」とのイメージが強く出てしま うと,環境保全・食の安全のために環境保全 型農業に参加していた個人の動機が変化しか ねないことを示唆する。故に,社会構造を変 化させる政策と同時に損得勘定に寄らない部 分で個人の自発的行動を促す対策も必要にな ってくる。環境公共財を対象とし,利他的行 動が必要とされる政策では, 金銭的あるいは 物的なインセンティブのみならず,公共心に よる自発的な協力行動を効果的に誘発するよ うな方略についても分析すべきである。

そこで本稿では、社会的ジレンマの枠組みを用いて、環境保全型農業・環境支払いについて整理したうえで、CVM(仮想評価法)、CE(選択実験)、SEM(構造方程式モデリング)を用いて環境保全型農業のための(法的あるいは制度的に社会構造そのものを変革する)構造的方略\*に加えて、環境支払いへの同意・協力をめぐる心理的方略について考察した。

社会的ジレンマとは Daws (1980) が提唱し,「個人利益の最大化行動と公共利益の最大化行動のいずれかを選択しなければならない

社会状況 (藤井,2001)」ということを意味する。つまり,この場合農家にとっての社会的ジレンマとは環境保全型農業に取り組むか否かであり,2次的なジレンマである県民にとってのジレンマは環境支払い政策を支援するか否かと位置づける事ができる。そしてこれらの社会的ジレンマを解決するための施策は大きく二つに分類され,一つは構造の方略(社会的構造を変化させる方略),もう一つは、社会的構造を変化させる方略),もう一つは、と呼ばれる。これまで,行政当局は心理的方略を重視してこなかったが,先に述べた理由から,構造的方略と同時に心理的方略についても検討する必要性がある。

以下分析結果である。CE の結果,環境支払い政策の総便益額は約6億3427万円であった。便益が環境支払いによる行政費用を大きく上回ることが確認されたため,社会的ジレンマに付随する構造的方略としての環境支払い政策が妥当性を持つことの裏付けになる。

次に,SEM の平均構造モデルを使用した分析の結果,以下の点を明らかにした。(1)環境支払いに賛成しているグループ・反対しているグループに知識の差は認められなかった。(2)非農家(県民一般)は,過剰な食の安全に対する意識を持っている。つまり過敏になりすぎている。(3)すでに農家は食や環境意識と行政に対する期待の因果関係が成立している。

これらの結果は、県民にとっての社会的ジレンマに付随する心理的方略、農家にとっての社会的ジレンマに付随する心理的方略に関して、協力行動を誘発させるための効果的なコミュニケーション方法に示唆を与えるものとなろう。表明選好法を用いた調査に僅かな追加的質問を加えておくだけで、従来の環境便益評価だけでは得られない事実を明らかにし、心理面に踏み込んだ分析が可能になることを明らかにできた。今後は、農家や県民の相互関係に着目した分析が必要であると思われる。

\*「方略」とは一般には馴染みがない言葉であるが,心理学では「strategy」の訳語として使用されている。